

京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 人間・環境学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、人間・環境学研究科の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 研究科長は再任されることがある。ただし、引き続き<u>4年</u>を超えることができない。</p> <p>5 研究科長は、人間・環境学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } 2 } (同 左) 3 } 4 研究科長は再任されることがある。ただし、引き続き<u>3年</u>を超えることができない。 5 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>